

# 中核機関の役割 I

地域連携ネットワーク・市町村長申立事例演習

＜事例で解説・演習編＞

# 事例で解説 1 (ペアワーク)

# 事例で解説 1

長寿介護課のG主査からの一言・・・  
あなたがG主査の立場ならどう伝えるか？



# 事例で解説 1

## 【事例】

田中A子さん(87歳・女性) 東海地方のS市に一人暮らし

- ・診断:アルツハイマー型認知症(後見相当)
- ・親族:都内に、姉とその子(甥)
- ・状況

玄関先で動けなくなっていたところを、近隣住民が発見。

隣町の大学病院に救急搬送され、その後S市内の病院に転院。

# 事例で解説 1

## 【場面①】

- ・成年後見センター職員Bさん（S市役所から中核機関を受託）は、病院の医療相談員Cさんからこの案件について相談を受けた。（Cさんは成年後見センターが先月主催した研修を受講しており、その際グループワークが一緒の班であったBさんに連絡した）
- ・姉は甥に任せきり。その甥が、転院時までには何とか支援をしてくれたが、先日の甥とのやり取りでは「A子さんの面倒はこれ以上看られない。もう関わりたくない。」と言われている。本人の治療は終了しており、在宅独居は難しく、認知症の程度からも医療契約や金銭管理が出来る状態ではない。今後、施設等を利用することや金銭管理を他者に任せることについて、本人は納得している。
- ・退院の調整とそれに伴う介護保険サービスの契約や金銭管理、医療費の滞納などの理由から、成年後見制度の利用は必要と判断。
- ・上記について、センター職員Bさんは、S市役所長寿介護課G主査に対して、市長申立の相談をした。

# 事例で解説 1

【そこで、長寿介護課G主査から一言】

「まずは、A子さんに一番近い姉の意向確認が必須です。また、成年後見制度は4親等内の親族がいればその人が申し立てることができましたよね。念のため、甥以外に4親等内の親族がいるかどうかとその意向も確認してほしいです。

その人たちの意向がわかったところで、市長申立で進めるのかを判断しますから、センターさんでこれらの確認や調整をお願いします。」

# 事例で解説 1

【長寿介護課G主査からの一言に対し…】

- ①G主査の一言で気になるところをマークしてみましょう。
- ②次に、それはなぜか理由を考えてみましょう。
- ③最後に、あなたがG主査だったらどう伝えるか考えて、隣の人と話してみましょう。

①②は個人で2分、③は隣近所で5分で、お考え下さい。



# 事例で解説 1

## 【ポイント解説】

姉は既に姿勢を示していませんか？



「まずは、A子さんに一番近い姉の意向確認が必須です。  
また、成年後見制度は4親等内の親族がいればその人が申し立てることができましたよね。念のため、甥以外に4親等内の親族がいるかどうかとその意向も確認してほしいです。

その人たちの意向がわかったところで、市長申立で進めるのかを判断しますから、センターさんでこれらの確認や整をお願いします。」

通知の内容をもう一度チェックする必要がありますネ。





# 事例で解説 1

## 【ポイント解説】

- ・2親等内の親族の存否ではなく、その親族による成年後見制度の申立が期待できるかできないか

→そもそも2親等内の親族がいることのみをもって、市町村長申立が制限されるものではない

- ・4親等内の親族は、申立を行おうとする人が明らかに存在するかどうか

→4親等内の親族の存否や意向確認までは必要ない

- ・市町村長申立事務として進めるという意味と、市町村長申立で審判請求を行うという意味の違いを、頭の中で整理しておく

→言い換えれば、事務の途中において、申立を適時かつ適切に行う親族が明らかになったのであれば、市町村長が介入する必要性が乏しくなり、親族申立に切り替わることもある

“明らか”が  
ミソですネ。



“その福祉を図るため”の事由があればまずは市町村長申立事務として動き出して、その中で“特に必要があると認めるとき”を整理していけばよいのですネ。



# 事例で解説 1

【例えば、NEW長寿介護課G主査なら】

「A子さんに一番近い姉は、甥に任せきりな状況ですし、甥も支援を拒否していますから、市長申立を検討すべき案件にはなりそうですね。この他、2親等以内の親族がいるのかどうかは、市役所の公用請求で戸籍を調査していきます。ただ、関係者等でその他の親族を知っているかどうかは別途確認しておいていただくと助かります。」

(わかりました。もう一度病院や、在宅時に支援していたT地域包括支援センターに聞いてみます。)

「今後、姉には文書で意向確認を進めていこうかと思いますが、甥が申立人になることは難しそうですね。」

(そうですね。これまでもT地域包括支援センターが甥の支援をしていましたが、これ以上面倒を看られないと言っているだけでなく、もう関わりたくないとも言っていました。)

「わかりました。では、市長申立の方向で進めていくことにします。」

# 事例で解説 2 (ペアワーク)

## 事例で解説 2

動かない姉と物申す甥、そして上司…  
あなたがG主査の立場ならどうするか？



# 事例で解説 2

## 【場面②】

- ・S市役所長寿介護課G主査は、A子さんの姉に郵送で意向確認したところ、姉から電話で連絡がきた。
- ・姉が「息子に任せてきたが、自分の妹のことだ。どうしたらよいか。」と言ってきたので、G主査は「A子さんは退院できる状況。成年後見制度の利用を行い、認知症対応型のグループホームへの入居の手続きが必要。」と、ケース会議での検討状況を説明した。
- ・姉からは「申立は家族で行う。グループホームの申込書も送ってほしい。」との希望があったため、資料を送付した。
- ・しかし、2か月後。医療相談員のCさんから「2か月間、何の動きもないのだが。」と連絡が入ったと、成年後見センター職員Bさんからの報告があった。

# 事例で解説 2

## 【場面②】

- ・そこで、G主査は姉に連絡したところ、「認知症対応型グループホームは家賃が高いし、妹は年金で厳しい。援助もできない。」「今は忙しいし、そもそも成年後見制度は書類が難しい。」と言い、何も動きがないことが判明した。
- ・翌日、G主査のもとに甥からの電話があった。「何やら母親に言いつけているようだな。病院にいられなくなるなら、グループホームに移るのは百歩譲っても、成年後見制度なんか、よくわからない他人に叔母の年金を預ける必要はない。」
- ・困ったG主査は上司に相談したのだが・・・

## 事例で解説 2

【そこで、長寿介護課上司から一言】

「A子さんの姉は、成年後見制度の申立を行うと言っているし、現に『忙しい』『書類が難しい』と言っているだけで、『やらない』とは言っていないのだろ。

親族に申立の意思があるのだから、もはや市長申立の案件にならないのではないか。

それに、甥からは反対を受けているのだろう。これ以上強行に進めてもよくないし、姉のペースに合わせて、成年後見センターの申立て支援でゆっくりと寄り添ってはどうかね。」

## 事例で解説 2

【長寿介護課上司からの一言に対し・・・】

○あなたがG主査だったら、この後どうするか考えてみて、隣の人と話してみましよう。

○また、あなたがG主査だったら、どういうことが不安になるかについても、あわせて考えてみましよう。



# 事例で解説 2

本当に意思がある  
と言っていいので  
しょうか？



## 【ポイント解説】

「A子さんの姉は、成年後見制度の申立を行うと言っているし、現に『忙しい』『書類が難しい』と言っているだけで、『やらない』とは言っていないのだろ。

親族に申立の意思があるのだから、もはや市長申立の案件にならないのではないか。

それに、甥からは反対を受けているのだろう。これ以上強行に進めてもよくないし、姉のペースに合わせて、成年後見センターの申立て支援でゆっくりと寄り添ってはどうかね。」

生活困窮者や引きこもり支援でよく言われる“伴走型支援”や“寄り添い支援”は“本人に寄り添う”ことの意味。  
この場合、寄り添おうとしているのは・・・？ほら、明らかに意味が違いますよね。



# 事例で解説 2

あらかじめ期限設定をしておくことさらに良いですネ。



## 【ポイント解説】

- ・申立の意向を一旦表明しながら、一定期間内(1~2か月程度)に申立が行われない場合は、意思が本当にあるのかどうか、もう1度書面にて回答を求めてみる

→回答書が返送されてこない場合や、回答書が送付されてきたが、送付後一定期間内に申立がなされない場合は、実質的には申立の意向がないとみなす

- ・根拠法に基づき、「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」であれば市長申立は可能

→親族に確認する意向は、申立をするかどうかであり、成年後見制度の利用に賛成か反対かではない

→後見開始の審判は、家庭裁判所が行う。審判に不服があるときは2週間以内に不服の申立を行い、高等裁判所での審理を求める(即時抗告)ことができるが、それは市役所に行うものではなく、裁判所に対して行うもの

## 事例で解説 2

【例えば、NEW長寿介護課G主査なら】

「確かに、姉は申立をするとは言っていました。ですので、私から資料を送付していますし、すでに成年後見センターからは具体的な書き方や資料の集め方を相談できるといった内容から、進捗確認を進めていただきましたが、動く気配がありません。」

(じゃあ、どうするのだね?)

「このままでは、滞納が重なり本人にどんどん借金が増えていってまいりますし、一向に状況は良くなることが目に見えています。もう一度、姉に文書で連絡を取りますが、期限を1か月後にして、それでも申立が行われないのであれば、実質的には申立の意向がないものと判断して、手続を進めます。」

「ご本人の今後の療養生活を支援するために必要であるということで、今回の市長申立には正当な理由があります。一方、A子さんにとっては大切な身内であることに変わりありませんので、甥から再度連絡があった場合には、根拠を含めもう一度丁寧に説明します。」

(わかった。)

# 申立書で解説

# 申立書で解説

A子さんの権利擁護を図るため、  
G主査が書いた申立書を確認してみよう！

